

宮城県内において活動する民間の非営利団体へ

社会課題解決

● 「みやぎチャレンジプロジェクト」助成事業

～あなたの団体の活動費を共同募金会と一緒に集めませんか？～

実 施 要 項



社会福祉法人 宮城県共同募金会

趣 旨

赤い羽根共同募金は、県民の温かい善意とたすけあいの心に支えられ、県内における民間福祉活動の発展、向上に努めて参りました。しかし昨今、少子高齢化や社会経済の低迷等に伴い、格差社会が急速に進展する中、自殺・虐待・いじめ・生活困窮・子どもの貧困・大規模災害による被害の長期化・子育て問題など多様な生活課題を抱え、加えて新型コロナウイルス感染症収束の見通しがつかない状況も重なり、市民の生活不安は拡大し、その支援が求められています。

本プロジェクトは、共同募金運動の一環として、各団体が取り組む地域の課題を解決するための活動費を共同募金会と共に捻出することで、住民や NPO が主体となったサービスをつくり、提供し、寄付者の共感や賛同を得る新たな募金が、循環するしくみの構築を図る目的で実施するものです。

本プロジェクトが、地域課題を解決する活動として、効果的・有効的に活用されるよう、皆様方には積極的にご参加ください。

■エントリーの応募について

1. 応募方法

「エントリー応募用紙（様式第1）」に必要事項を記入の上、本会へ提出してください。

2. 応募期間

令和3年8月10日（火）～9月10日（金）まで 本会必着

3. 助成対象団体

県内において活動する民間の非営利団体で、下記の要件を満たした団体を対象とする。（個人は対象外）

- ①県内に活動拠点を置き、県域または各市町村で活動をしている団体であること。
法人格の有無は問わない。
- ②5名以上で構成され、団体としての活動実績が原則1年以上であること。
- ③団体の会則（定款）・事業計画・予算・決算等が整備されていること。また、団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- ④特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営され自主性が保たれていること。
- ⑤暴力団をはじめとする反社会的勢力との関りがないこと。
- ⑥寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制と活動実績があり、事業内容や成果および会計情報を自ら公開できる団体であること。
- ⑦共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

4. 助成対象事業

各団体が取り組む社会課題解決事業

→ 例えば

- 生活・地域課題（まちづくり、過疎、居場所作り、見守り、子育て、権利擁護、
外国にルーツを持つ方の支援等）
- 社会課題（ニート、不登校、自殺、孤立、貧困、犯罪被害者支援、ホームレス、
DV、更生保護等）

※次の事業は対象外

- ①会員、構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業
- ②特定の個人的活動またはそれに類する活動
- ③他団体または下部組織への二次助成を目的とした事業
- ④行政からの委託事業など公的な制度の中で運営されている事業

5. 助成対象費用

対象事業の目的達成のために必要となる直接的な経費を原則とします。

- ①会議費・研修費・報償費（講師謝礼等）・旅費
- ②人件費は、役職を問わず申請事業に直接携わる人を特定する場合のみ計上可能とし、事業完了時に特定できる書類や、活動状況を確認できる書類提出を必須とします。
- ③備品購入費
- ④通信費・運搬費・印刷費・保険代ほか

※次の費用は対象外

- ①団体の組織運営に係る管理経費・人件費（【例】団体の事務職員の賃金や役員報酬等）
- ②団体スタッフやボランティアの飲食費またはそれに類する費用

6. 助成対象事業実施期間

令和4年度に行われる事業（令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（木）まで）

7. 助成額について

- （1）1団体あたりの助成申請額は10万円以上（万単位）とします。
- （2）助成額は、団体に寄せられた募金額に加算額を加えた額とします。加算額は次の表を目安としますが、予算の範囲内で調整します。原資となる令和3年度募金実績が著しく減少した場合等、加算額に大きく変更が生じることがありますので、予めご了承ください。

＜団体に寄せられた募金額＞	＜共同募金からの加算額＞
～ 10万円未満	なし（寄せられた募金額のみ）
10万円～50万円未満	寄せられた募金額×0.7
50万円～100万円未満	35万円
100万円以上	50万円

（3）助成事務手数料について

募金の入金管理や広報用資材作成費として、団体に寄せられた募金額の10%を事務手数料としてご負担いただきます。

- （4）本プロジェクトの助成を受けた法人・団体は、当該年度における共同募金一般助成（NHK歳末、住民力・地域力・福祉力を高める支援事業を含む）の申請は、対象外とします。

8. エントリー団体の決定について

団体からの応募内容については、本会による審査を経てエントリー団体を決定します。決定時期は、令和3年9月下旬を予定しております。

■エントリー決定後について

1. 募金活動と募金の取扱いについて

(1) 募金活動期間

令和3年12月1日（水）から令和4年2月28日（月）まで

(2) 募金活動

団体自らが、解決したい課題や解決のための活動を多くの方々に伝えて、募金活動を行います。（【例】振込用紙付きチラシを活用した募金、街頭募金、イベント募金、クレジット募金等）

(3) 募金の取扱いについて

集められた募金は「共同募金」として取扱い、全額を宮城県共同募金会へ送金いただきます。必要であれば、本会より寄付者へ領収書を発行します。期間外の募金については、本プロジェクトの実績とはなりませんが、3月から5月までの3ヶ月を期限として、団体実績として取扱います。但し、事務手数料として10%をご負担いただきます。また、それ以降については、本会一般募金の実績として取扱います。予めご了承ください。

2. 助成事業の変更・廃止

募金活動終了後、事業内容、総事業費、助成額に変更がある場合は、「変更申請書（様式第3）」を提出してください。また、助成決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更・廃止する場合は、本会と協議のうえ、事業着手前に提出し、本会の承認を得ることとします。

3. 助成金の申請と交付

助成金の交付を受ける際は、「交付申請書（様式第6）」を提出してください。交付は令和4年5月を予定しております。

4. 助成事業明示

助成決定後、助成事業を実施する場合は、「赤い羽根共同募金助成金」で行われていることを必ず掲示・明示してください。

5. 助成事業の管理

必要に応じて、助成事業実施状況等の現地調査を行うことがあります。

■助成事業完了後について

1. 助成事業の完了

助成事業が完了したときは、1ヵ月以内に速やかに指定の「完了報告書（様式第5）」を提出してください。

2. 助成金の返還

次の要件のいずれかに該当する場合は、助成金の返還を求める場合があります。

- (1) 本要項に違反している場合
- (2) 不法・不正な行為があった場合
- (3) 助成決定した事業以外の事業等に助成金を充當した場合
- (4) 必要な報告を怠った場合
- (5) その他、本会の指示に従わない、または不適当と認められた場合

3. 助成金の余剰が生じた場合

助成事業実施後、助成金の余剰が発生した場合は、共同募金として取扱っていることから、団体に寄せられた募金実績額にかかわらず、余剰金額の全額を本会に返還いただきますので、予めご了承ください。

■その他

本要項に定めのない事項については、本会関係規定に基づき決定します。

問い合わせ先

社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051

仙台市若林区新寺一丁目 4-28

TEL 022-292-5001 FAX 022-292-5002

E-mail post@akaihane-miyagi.or.jp

ホームページ <http://www.akaihane-miyagi.or.jp>